

令和4年度 岩手地方労働審議会 労働災害防止部会 議事録

日 時：令和5年3月8日（水）10:00～11:45

場 所：盛岡第2合同庁舎 3階会議室

○事務局（渡辺監察監督官）

本日、司会を務めさせていただきます渡辺と申します。よろしくお願いいたします。
部会開催の前に資料の確認をお願いします。

資料No.1 から資料No.4 まであります

資料の抜けなどありましたらお申し出ください。

それでは、開会予定の時刻となりましたので、只今から「令和4年度 岩手地方労働審議会 労働災害防止部会」を開会させていただきます。

開会に当たり、事務局より御報告がございます。

本会議は公開を原則としているところではありますが、傍聴希望はございませんでしたことを御報告させていただきます。

次に、事務局から、本日の審議会における委員の出席状況について御報告申し上げます。本日の部会には、委員定数6名のところ、6名全員の御出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条の規定により定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日の議事録につきましては、岩手地方労働審議会運営規程第6条第2項により、原則として公開されますことを御報告いたしますとともに、議事録作成のために議事を録音させていただいておりますので、御了承願います。

なお、令和3年11月24日に開催されました岩手地方労働審議会において、運営規程の一部改正が行われ、議事録署名が廃止となったところがあります。このため本部会におきましても議事録を作成後、全部会委員あてメール送信のうえ、御確認いただき、その上でHP掲載することとさせていただきます

それでは、進行は、お手元にお配りしたレジュメの次第に沿って進めさせていただきます。

それでは開催に当たりまして、労働基準部長の市川より御挨拶申し上げます。

○事務局（市川労働基準部長）

労働基準部長の市川でございます。部会に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末のお忙しい中、岩手地方労働金議会災害防止部会にご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

労働災害防止計画につきましては、1958年、昭和33年に第1次の労働災害防止計画が5か年計画で策定され、これまで13次にわたり継続してまいりました。

第1次の計画が策定された当時、労働災害統計は休業8日以上、休業災害で集計していましたが、第4次からは現在と同じく休業4日以上、労働災害による集計となったところでありまして、その当時は岩手労働局管内において年間死傷者数が3,075人、年間死亡者は76人となっております。

以後第13次まで災害防止計画を継続し、第6次計画期間中である昭和60年には初めて死傷者数が2,000人を下回り、第8次計画の初年度である平成5年以降は2,000人を下回る死傷者数で推移し、管内の事業場における安全水準の向上に寄与してきたところです。

しかしながら、近年はその減少傾向に陰りがみられ、第13次計画においては増加傾向を示しております。

第13次計画期間中の労働災害の状況につきましては、後ほど担当からご説明申し上げますが、第14次計画においては、この増加傾向に歯止めをかけ、減少傾向に転ずることを目指して、取り組んでまいりたいと考えております。

労働災害防止計画につきましては、労働安全衛生法第6条において厚生労働大臣に対し、その策定を義務付け、また、その際は労働政策審議会にご意見を賜うこととされており、これに準拠いたしまして、地方局におきましても労働災害防止計画を策定し、地方労働審議会のご意見を賜うものでございます。

第14次の計画につきましては、後ほど担当から説明いたしますが、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、本日はよろしくお願い申し上げます。

○事務局（渡辺監察監督官）

それでは、次第の3の議事に入りますが、ここからの議事の進行は部会長にお願いすることになります。

それでは、平塚部会長よりよろしくお願いいたします。

○平塚部会長

皆さんおはようございます。部会長の平塚です。年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は3つの議題がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入たいと思います。

本日の議題の一番目にあります第13次労働災害防止計画の達成状況について、事務局から説明をお願いします。

この件に関する質疑応答は、事務局からの説明を終了した後とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局（若月健康安全課長）

労働基準部 健康安全課長の若月です。よろしくお願いいたします。

それでは、第13次労働災害防止計画の実績について説明いたします。

お手元の資料No.1、「岩手労働局 第13次労働災害防止計画 主要目標に関する実績」をご覧くださいと思います。

第13次労働災害防止計画につきましては、死亡労働災害、死傷労働災害それぞれに減少にかかる数値目標を設定しておりました。

死亡労働災害につきましては、前の災害防止計画である第12次労働災害防止計画の最終年である2017年、平成29年ですが、この年の死亡者数、死傷者数を基準に、死亡労働災害については2022年、令和4年までに30%以上減少させる。数値化致しますと、23人から16人以下に減少させることを目標としておりましたが、結果的には令和4年12月末の速報値ではありますが、21人となり、基準年である2017年よりは減少したものの、目標の16人には届かなかったところです。

死傷災害につきましては、同じく2017年から5%以上の減少、数値化致しますと1,353人を1,285人以下とすることを目標としておりましたが、令和4年12月末速報値で2,094人となり、目標から大きく増えてしまっております。この要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症による労働災害が多発したことが挙げられるところですが、新型コロナウイルス感染症を除きましても1,408人とやはり目標には及ばない結果となっております。

その要因といたしましては、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、腰痛などの動作の反動・無理な動作による災害の増加があります。特に令和4年の1月においては転倒災害が例年の倍以上発生しており、これが死傷者数を押し上げた要因と考えております。

2ページに期間中の死亡者数、死傷者数の推移のグラフを掲載してあります。

次に、3ページの第13次労働災害防止計画における重点業種の状況です。

第13次労働災害防止計画においては、製造業、建設業、道路貨物運送業、林業、小売業、社会福祉施設の6業種を重点業種に定めまして、それぞれ減少目標を設定していたところです。

4ページからが重点業種ごとの結果となっております。

まず、製造業についてですが、4ページから7ページまでに掲載してあります。

4ページ、製造業では、死亡者数を30%以上減少させて2人以下とする、死傷者

数については 10%以上減少させて 245 人以下とするという目標を立てておりましたが、死亡者数は 3 人と減少がみられず、死傷者数についても 340 人、新型コロナウイルス感染症を除いても 295 人と、基準年である 2017 年より逆に増加してしまっただという状況です。

期間中の死傷者数の推移のグラフも載せてありますが、青の点線が目標ライン、赤が実際の死傷者数となっておりますが、製造業については 5 年間一度も目標ラインを下回ることができなかつたところですが、ここで緑色の線がありますが、令和 4 年については 12 月末の速報値ですので、最終的には 3 月中の労働者死傷病報告の提出をもって確定値を算定いたしますので、若干件数が増えるかと思っておりますので、参考として前年同期の件数を比較対象として記したものです。

5 ページが 13 次防の期間中の岩手労働局の主な取組を掲げておりますが、主に機械災害の防止を主眼に労働災害防止に努めてまいったところですが、労働災害の概況の二つ目のポツにありますとおり、木材木製品製造業と化学工業では 5 年間の間に複数の死亡者を出しておりますし、死傷災害では下から二つ目のポツにありますとおり、食料品製造業において約 40%を占める状況となっております。

事故の型では死亡では墜落・転落と転倒で期間中に複数の死亡災害が発生しておりますし、死傷災害では転倒、挟まれ巻き込まれ、といった災害が多くなっております。

期間中の死傷災害の状況については、7 ページに主要なところをまとめてありますが、業種では食料品製造業、事故の型では転倒とはさまれ・巻き込まれが多く発生しているところであり、岩手労働局の課題でもある転倒災害の防止、食品機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止について、課題が残ったところですが。

次に 8 ページの建設業ですが、建設業については、死亡者数を 15%以上減少させて 6 人以下に、死傷者数を 10%以上減少させて 256 人以下にすることを目標としていました。

結果、死亡者数については 6 人と、ギリギリ目標をクリアしておりますし、死傷者数につきましては、240 人、新型コロナウイルス感染症を除きますと 218 人と目標を達成できる見通しとなっております。

グラフをご覧くださいますと、令和 3 年以外はすべて目標ラインを下回る推移となっております。

9 ページに期間中の主な取組と労働災害の概況をまとめてありますが、概況の二つ目のポツにありますとおり、期間中の死亡者は 36 人に上り、うち 22 人が土木工事で発生しております。また、死傷災害では下から二つ目のポツにありますとおり、建築工事で約半数を占める結果となっております。

事故の型では死亡、死傷とも墜落転落が最も多くなっているところで、主な取組

においてもフルハーネス型墜落静止用器具の使用の徹底を進めてきたところもあり、墜落災害の防止に課題が残ったところでもあります。

こちらも 10 ページに期間内の労働災害の状況を表にまとめてありますので、ご参照願います。

11 ページから 12 ページにかけては全国の一人親方の死亡の状況を参考までに掲載しております。

続いて、13 ページの道路貨物運送業ですが、こちらは死亡者数についての目標は設定しておらず、死傷者数を 10%以上減少させ 115 人以下とすることを目標としておりましたが、令和 4 年 12 月末の速報値で 140 人となり、目標は達成には至りませんでした。

期間中のグラフでは、令和 2 年には一旦、目標ラインを下回ったところですが、その後 2 年連続で労働災害が増加し、目標達成ができなかったところです。

次の 14 ページに主な取組を労働災害の概況を取りまとめておりますが、道路貨物運送業においては、荷物の積み下ろし、いわゆる荷役作業において労働災害が多く発生しており、概況の一番下のポツにありますとおり、墜落・転落と転倒で労働災害の約半数を占める結果となっております。

続いて林業ですが、16 ページになります。

林業につきましては死亡者数を 2 人以下、死傷者数を 50 人以下とすることを目標としていましたが、死亡者数は 3 人となり、死傷者数は 12 月末速報値では 49 人でしたが、令和 5 年 1 月末速報値では 52 人となり、目標は達成できておりません。

グラフでは令和 3 年までは目標ラインを下回っておりましたが、最終年に労働災害が増加してしまい、目標達成には至っておりません。

17 ページに取組と概況をまとめてありますが、概況の一番上のポツにありますとおり、令和 2 年、3 年、4 年と死亡者数が 3 人以上となり、林業製材業労働災害防止協会本部から岩手県支部に対し 3 年連続で林業死亡労働災害多発警報が発せられたところです。

事故の型では、概況の一番下のポツにあるとおり、死亡、死傷とも激突されが最も多くなっています。

林業、特に伐木作業については 13 次防期間中に、省令の改正、ガイドラインの改正が行われたところであり、これらの順守が求められる状況です。

小売業については、19 ページからになります。

死傷者数の減少目標のみとなっており、5%以上減少させ 140 人以下とするとしていたところですが、12 月末速報値で 160 人、コロナを除いても 152 人と、目標には届きませんでした。

21 ページで表にまとめてありますが、事故の型では転倒が他を圧倒して多く発生

している状況です。本年度労働局において立ち上げたセーフ協議会でもこの転倒災害の防止について重点課題として取り組んでいるところです。

最後、社会福祉施設です。こちらも死亡者数についての目標は設定しておらず、死傷者数のみですが、グラフを見てもお判りいただけるように、期間中減少した年ではなく、常に増加で推移してしまいました。

24 ページの表をご覧ください。事故の型では転倒と動作の反動・無理な動作で多く発生しております。こちらもセーフ協議会を立ち上げておりますが、今年度は腰痛を主要課題として取り組んだところです。

以上が重点業種にかかる状況です。

続きまして、衛生面についての重点目標について説明させていただきます。

一つ目が 25 ページ、26 ページのメンタルヘルスの状況です。

ストレスチェックの結果を用いた集団分析を実施した事業場の割合を 70%以上とすることを目標としておりましたが、2021 年実績にありますとおり 82.1%ということで目標を達成しております。数値化のところでは 77.6%→70%以上となっておりますが、労働災害防止計画の実績を取りまとめている際に速報値で集計することになっております。ストレスチェックに関しましては、事業場からの提出締切が年度末になっていましたので、提出率が低い状況で目標値を定めたということで、おそらくこの時は 60 数%という状況と考えられているところです。正式な数字は、既にデータから取れない状況になっております。

26 ページがメンタルヘルスの概況です。製造業、建設業、運輸交通業、商業、保健衛生業の推移ですが、年々増えてきていますが、近年増加数、実施事業場数とともに頭打ち状態かなと考えているところです。

次に 27・28 ページの熱中症についてです。

28 ページの業種別では、建設業と製造業で多く発生しており、当たり前ではありますが、建設業においては屋外作業、製造業においては屋内での発生が多い状況となっております。

休業日数ですが、0 日が 3/4 を占めております。これについては、熱中症に対する早期対応が必要だということが広く認知されていると推察しております。病院にすぐ行き、通院当日に回復している状況となっております。

29 ページから 13 次防の災害の増加要因についてまとめてあります。

要因の一つとして、中高年齢層において労働災害が増えているということで、50 歳代 60 歳代ともに増加傾向を示しています。

次に、第三次産業における行動災害の増加で 31 ページにグラフを載せていますが、右側の腰痛については増加傾向、転倒は大幅に増加しているところです。

最後の 32 ページになります。今回令和 4 年は 2,000 人を超える死傷者数となっ

ていますが、要因は新型コロナウイルス感染症で、労働災害が非常に多くなっているということで、12月末の死傷者数の速報値2,091人中685人が新型コロナによる労働災害になっています。

新型コロナウイルス感染症については、感染そのものの被災者数に跳ね返ってくるのはもちろんですが、二次的影響として、事業場で感染者が発生した場合の対応、事務所内の消毒や、他の方の体調把握・管理などが通常業務に負担をかける、新型コロナで休業した方の業務が他の労働者への業務負担として跳ね返ること、新型コロナウイルス発生において雇用調整により、他業種への労働力移動により、作業に不慣れな労働者が増えたことなどもあったのではないかとと思われるところです。

以上が、簡単ではありますが、第13次労働災害防止計画の取りまとめとなります。

○平塚部会長

それでは、ただ今の事務局の説明に関して、御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。御発言をお願いいたします。

○鈴木委員

25ページのストレスチェックですが、2021年実績の82.1%はグラフでの数字と異なりますが、どちらが正しいのでしょうか。

○事務局（若月健康安全課長）

82.1%が正しいです。

○鈴木委員

22ページの社会福祉施設の労働災害が増加傾向にありますが、社会福祉施設の労働者も増加しているということですか。

○事務局（若月健康安全課長）

社会福祉施設そのものが増加していることもありますし、労働者も増加しています。施設を利用する方も増加しています。

○平塚部会長

その他ありますか。

○瀬川委員

5 ページの製造業の取組についてですが、生産ラインでの死亡事故が起きています。事業者に対しては様々な指導をしていると思いますが、装置や機械のメーカーに情報提供はしているのでしょうか。

○事務局（若月健康安全課長）

機械メーカーに対しての通報制度はありません。災害の原因が機械の構造上の欠陥が原因であれば欠陥機械の通報制度があり、全国から情報提供があります。メーカーがどこの代理店を通じてどこの事業場が使用しているかを提出させて、改善をしていく制度はあります。

○平塚部会長

他に御質問ありますか。

○千葉委員

29 ページの中高年の被災者増ということですが、60 歳以上より 50 歳代が増えている背景は、どんなことが考えられるのでしょうか。

○事務局（若月健康安全課長）

難しいところではありますが、労働者として年齢別では、50 代が一番多い年齢層です、労働災害が多いということになると思います。全国的には、死傷者数が多いのは 60 歳以上となっています。

○平塚部会長

他に御質問ありますか

○河合委員

13 ページ、14 ページの道路貨物運送業の災害が、令和 4 年に急に増えたのはどうしてでしょうか。先ほどのお話にもありました雇用調整によるものがあるかもしれませんが、全国的にはどうかということも教えていただきたいです。

○事務局（若月健康安全課長）

3 年、4 年が増えたのは、15 ページを見ていただきたいのですが、交通事故が増えたということです。要因としては、3 年、4 年は冬季間の雪が多かったので、凍結の期間も長かったので、冬季間の交通災害が増えたことが考えられます。

○平塚部会長

他に御質問ありますか

他に御質問がなければ、この議題についての審議を終了いたします。

次に、2番目の議題である「第14次労働災害防止計画(案)について」について、事務局から説明をお願いします。

この件に関する質疑応答は、事務局からの説明を終了した後とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から説明願います

○事務局（若月健康安全課長）

それでは、第14次労働災害防止計画について説明いたします。

本日資料No.2としてお配りしております、第14次労働災害防止計画(案)につきましては、ボリュームがありますので、本日は説明用に要点を抜き出した資料No.3「第14次労働災害防止計画(案)の概要」という資料を作成いたしました。こちらでも事前にお配りできればよかったのですが、当日の配布になってしまい、誠に申し訳ありません。

まず、資料No.3の1ページをご覧いただきたいのですが、労働災害防止計画の評価の見直しというところです。今回の第14次労働災害防止計画は、構成というか取り組む内容が、大きく変更しております。

この1ページに書いてありますように、数値目標の積算評価から安全衛生対策に取り組む事業場の割合評価へ舵を切っております。

従来の第13次労働災害防止計画までは、厚生労働省において、全国の死傷者数、死亡者数の減少目標数を設定し、その達成のための重点業種ごとに数値目標を設定しておりました。

地方局では、本省の数値目標、重点業種の他、地域の特性を踏まえた重点課題、重点施策などを定めて災害の減少に取り組み、各地方局の被災者数を本省で合算して、全国の目標の達成状況を判断するといった形で行ってまいりました。今回のコロナのように突発的な事案とかがあると、件数主義ではなかなか正確な労働災害防止の対策の進捗状況がつかめないといったところでもあります。

第14次労働災害防止計画では、その考え方を変更し、本省において労働災害の分析、全国調査などを実施し、安全衛生対策上の問題点を把握し、労働災害防止に向け事業者は何をしてもらったら労働災害が減少するかを検討し、労働災害防止に向け事業者が取り組むべき安全衛生対策及びその実施率を設定、これをアウトプット指標と呼びます。これについては地方局がばらばらに設定したのでは効果が上がらないことから、原則本省が設定したアウトプット指標の達成に全国で取り組むという方法に変更されております。

2 ページから、第 14 次労働災害防止計画の概要となります。

最初に計画の期間ですが、これは従来と変わらず、5 か年度としており令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

第 14 次労働災害防止計画では、重点事項、重点対策を 8 項目設定しております。こちらは、資料No.2 の本文では 17 ページの上から 5 行目になります。

資料No.3 に戻りまして、2 ページにあります 8 項目、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働者の行動に起因する労働災害防止対策の推進、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、個人事業者に対する安全衛生対策の推進、業種別の労働災害防止対策の推進、労働者の健康確保対策の推進、化学物質等による健康障害対策の推進の 8 つを重点事項として取り組むということです。

さらに、それぞれの重点対策については、具体的取組事項を定めています。

資料No.2 の本文では 17 ページの「4 重点事項ごとの具体的取組」があります。その中の (イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと、ここに掲げられている事項が基本的に労働局や監督署が取り組む事項となっております。

資料No.3 の 3 ページから 5 ページでは、17 ページの要点を抜き出して表にしております。

自発的な毎月の安全計画につきましては、安全対策が自身の計画だと認識してもらうこと。もう 1 つは、サービス利用者にも安全衛生対策経費についての理解を促進すること、事業者が安全衛生対策に取り組んでいることの見える化により、社会的に評価される安全優良企業公表制度などの認知化を図ること、安全衛生対策に取り組むことが人材確保の観点など多方面でメリットがあること、また取り組まなかった事によりどのようなデメリットがあるかなどの周知を図り、特に中小企業事業者については、安全衛生対策への取組が必要であることから、ここを中心に取組の意欲を喚起するといったこととしております。

2 つ目の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進としては、転倒災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進、介護職員の身体の負担軽減のためのノーリフトケアを進めていく。それから運動機能の維持改善ということで Sprts in Life プロジェクトと連携して、スポーツを推進していく取組を行っていくということであります。

3 つ目高年齢労働者の労働災害防止対策の推進につきましては、エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の促進、健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組の推進などを進めていくことにしています。

4 ページの多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進につきましては、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインの周知、技能

実習生をはじめとした外国人労働者の効果的な安全衛生教育のための手法の提示など、個人事業主等に対する安全衛生対策の推進につきましては、労働安全衛生法第22条にかかる労働省令の改正により事業者に義務付けられる内容の周知を図る、労働災害防止については個人事業主等に対する安全衛生対策の在り方検討会、注文者等による保護措置の在り方等に係る検討結果の周知を図っていくことにしています。

業種別の労働災害防止対策の推進につきましては、今回は4業種定めています。道路貨物運送業、建設業、製造業、林業です。

道路貨物運送業では、荷役作業における墜落・転落災害防止対策の充実強化、荷主先敷地内での荷役作業における労働災害の防止にかかる荷主事業者対策、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底、重量物運搬作業時等における腰痛防止対策の周知・普及に取り組むこととしております。

建設業につきましては、足場に関して一部法改正されることになっていまして、一側足場の使用範囲の明確化等による墜落・転落災害防止の充実強化、自然災害復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底、職場における熱中症予防基本対策要綱、騒音障害防止対策ガイドラインの周知徹底に取り組むこととしております。

製造業に対しましては、製造業で使用される機械等の国際整合化に対応した安全基準の見直し、VRの活用等による危険への感受性を高める教育、危険な作業を信頼性の高い技術への置き換えによるリスクの低減などとしております。

林業につきましては、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドラインの周知、関係機関との連携による情報の共有、合同パトロールの実施などに取り組むこととしております。

労働者の健康確保対策の推進につきましては、産業保健総合支援センター、地域産業保健センターとの連携による小規模事業場のけるメンタルヘルス対策の取組支援、ストレスチェック結果に基づく集団分析、職場改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施促進、治療と仕事の両立支援に取り組むことにしています。

化学物質等による健康障害の防止対策の推進につきましては、化学物質管理者等の育成支援、業種別、作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの作成支援、石綿事前調査結果報告システムの運用、ポータルサイトの周知を図っていくこと、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの周知などに取り組んでいくこととしております。

次に、計画の目標ですが、これは冒頭にご説明した通り、第14次労働災害防止計画からは被災者数の数値目標ではなく、アウトプット、アウトカムを設定しています。防止計画の進捗状況を確認するための指標としてアウトプット指標。アウトカ

ムは達成目標になっていますが、アウトプット指標を達成された場合に期待される結果といった考え方です。

これにつきましては、資料No.2の本文、前後して申し訳ありませんが5ページの(3)計画の目標となるアウトプット指標が5ページ下段から7ページ上段まで、そこから下がアウトカム指標となっております。

例えば、5ページのアウトプット指標の(ア)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進にかかるアウトカム指標が7ページの(ア)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進となります。

このように、アウトプット指標とアウトカム指標のページが離れているため、資料No.3において対比表を作成しております。

まず、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進についてですが、ここではアウトプット指標としてハード・ソフト両面から転倒災害対策に取り組む事業場を50%以上とする、卸売り小売り、医療福祉業において、正社員以外の労働者に対して安全衛生教育を実施する事業場を80%以上とする、介護事業場でノーリフトケアの導入率を今よりも増加させる。このようなことが達成できれば、現在増加が危ぶまれている転倒災害を年千人率で男女とも歯止めがかかり、転倒による休業見込み日数を40日以下となり、社会福祉施設の腰痛が減少に転ずる、こういったことがアウトプットとして期待できるという計画としております。

同じように、エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保を50%以上の事業場と行うことで、アウトカム指標として高年齢労働者の労働災害に歯止めがかかることが期待できます。

7ページにまいりまして、多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進につきましては、母国語での災害防止教育を実施する事業場の割合を50%以上とすることにより、アウトカム指標として外国人労働者の年千人率が全体平均以下とすることが期待できます。

業種別の労働災害防止対策の推進については、4業種を選定しておりますが、道路貨物運送業については、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置を45%以上の事業場で行わせることにより、アウトカム指標として陸上貨物運送業の死傷災害を5%以上減少させることが期待できます。

建設業については、墜落・転落防止についてリスクアセスメントを実施する事業を85%以上とすることにより、アウトカム指標として建設業の死傷者数を15%以上減少させることが期待できます。

製造業については、機械によるはさまれ・巻き込まれ防止に取り組む事業場を60%以上とすることにより、アウトカム指標として製造業における挟まれ巻き込まれ災害が5%以上減少することが期待できます。

林業については、チェーンソーによる伐木ガイドラインに基づく措置を実施する事業場を50%以上とすることにより、アウトカム指標として林業の死亡者数を15%以上減少することが期待できるとしております。

労働者の健康確保対策の推進につきましては、年次有給休暇の取得率を70%以上とさせる、勤務間インターバル制度を15%以上の企業に導入させる、メンタルヘルスの取組を50%以上とする、小規模事業場のストレスチェックの実施率を50%以上にする、産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする、これらによって、アウトカム指標として週労働時間40時間以上である雇用者のうち60時間以上の雇用者が5%以下となること、職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある労働者の割合が50%未満となることを期待できるとしております。

最後、化学物質対策につきましては、SDSの交付対象ではないが危険有害性が把握されているが化学物質について、ラベル表示やSDS交付を行う事業場が80%とする、同じく、同物質についてリスクアセスメントを実施する事業場の割合を80%以上とする、また熱中症については、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる、これらを達成することにより、アウトカム指標として計画期間内に発生する死傷災害を5%以上減少することが期待され、計画期間内に発生する熱中症による死傷者数が減少することが期待できるとしております。

それでは、これらアウトプットを達成させるためにどのような取組を行うか、ということが先ほど資料No.3の3ページから5ページに要点を抜き出して掲載してありました計画の重点対策の具体的取組で、資料No.2の17ページの中段以降の各項目における、達成に向けて国等が取り組む事項となります。

今回の14次防は、考え方も、構成も今までにない形となっておりますが、今ご説明させていただいたとおりとなります。

整理いたしますと、第14次労働災害防止計画の進捗を図る指標はアウトプット指標となります。

アウトプット指標を達成させるための国としての施策が重点対策の国等が取り組む事項となります。

そして、アウトプット指標を達成させることにより期待される成果がアウトカム指標ということになります。

従いまして、この14次防期間中に労働局として取り組む事項は重点対策の国等が取り組むべき事項として、その進め方につきましては、従来の労働災害防止計画同様、各局、各労働基準監督署において、個別指導や集団指導、セミナーなど、それぞれの管内実情を踏まえて、より効果的な手法により実施することとなります。

また、アウトプット指標、アウトカム指標にあります実施率、達成率と言い換えてもよろしいですが、この把握につきましては、集団指導やセミナー、個別指導な

ど、事業者や事業場の担当者に接するあらゆる機会を通じて、取組状況の把握を行うほか、各種協議会、各労働災害防止団体などの協力も求めながら把握に努めることとしております。

資料No.3の最後のページとなりますが、このアウトプット指標、アウトカム指標の達成が、結果として死亡災害の5%減、死傷災害が増加から減少に転ずることが期待できるとされているところです。

以上が第14次労働災害防止計画の内容となります。

長時間の説明となってしまいましたが、これで説明を終わらせていただきます。

○平塚部会長

前もって、事前質問票を送付させていただいておりますが、事前質問票の提出がありましたので、まず、事務局より回答願います。

○事務局（若月健康安全課長）

時間の関係もありますので、要点だけの回答とさせていただきます。

鈴木委員から、介護・看護において数値目標がない理由の御質問で、介護職員の腰痛についてはノーリフトケアを導入施設の増加が腰痛災害の減少に直結すること、また、介護施設、職員が他業種に比べ大きく増加することが見込まれ、現在の事業場数と5年後の事業場数をそれぞれ母数とした比較が難しいことが挙げられます。

検証については、昨年度から社会福祉施設の行動災害防止を目的としたSAFE協議会を設置しておりますので、その協議会を通じた把握の他、各監督署において、個別指導、集団指導を行った際に確認するなどにより、把握することとしております。

瀬川委員からの御質問は、50歳代及び60歳以上の高年齢労働者の労災増加の要因と課題をどの様にとらえているかですが、一つは単純に高年齢労働者数、労働者の中の高年齢労働者が占める割合が高くなっていることなどが考えられ、事業場としても高年齢労働者の身体特性に合わせた作業内容、設備の改善などの対策に遅れがあることなどが絡み合って、労働災害が増加していると思われまます。

厚生労働省としても、以前から「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」「高年齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策、高年齢労働者に配慮した職場改善事例」などのテキスト等を準備し、ガイドラインを定めて指導しているところです。また、設備改善等のエイジフレンドリー補助金も制度の周知、活用を指導しているところです。

50代の労働者については、業種別の労働災害防止であるとか、作業別の労働災害

防止など、一般的な労働災害防止の中で推進していくものと考えております。

同じく瀬川委員からの2つめの質問で、安全衛生対策に掛かる費用を助成すること等は有効とあり、具体的な助成制度についての内容ですが、労働基準分野の助成金として、エイジフレンドリー補助金、メンタルヘルス等に係る各種助成金、労働基準分野以外の助成金で、目的は異なりますが労働災害防止にも生かすことができる助成金として、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保支援助成金、人材開発支援助成金などありますが、基本的に助成金については単年度事業であり、一方、第14次労働災害防止計画は5か年にわたる計画で、計画期間中に助成金制度の改廃や新設もあり得ることから、具体的な助成金の種類・名称は計画に盛り込んでおりません。

瀬川委員からの3つめの質問で、県内で働く外国人労働者についてですが、県内の外国人労働者の実数、労働災害の発生状況、主な対策ですが、県内の外国人労働者については、岩手労働局職業安定部職業対策課において集計しております。令和4年10月末の集計で5,747人と過去最高となっており、その約半数は技能実習生となっております。

外国人労働者の労働災害は、近年10人台であり、新型コロナを除くと13人で、休業4日以上死傷者全体の0.8%程度となっております。また、年千人率でも全労働者の年千人率が2.36に対し、外国人労働者は2.26となっております。

外国人の労働者の労働災害については、岩手労働局内においては特筆するような問題はないと認識しているところですが、安全な作業に資するため、本省ホームページで公開している母国語による安全衛生教育テキストを紹介するなど、外国人の安全作業についての指導も実施しているところです。

○平塚部会長

それでは、ただ今の事務局の説明に関して、御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。御発言をお願いいたします。

○藤田委員

岩手労働局が作成する第14次防の法的根拠を教えてくださいたいです。あとは、アウトカム指標とアウトプット指標についてですが、具体的に書いてある数値は全国同一のものなのか、岩手独自のものなのか教えてくださいたいです。

○事務局（若月健康安全課長）

14次防の法的根拠についてですが、労働安全衛生法第6条に厚生労働大臣が労働災害防止について、計画を定めなければならないとされています。その計画につい

ては、中央の労働審議会の意見を聴取するとされています。厚生労働省では、それに則って災害防止計画を作るわけですが、その計画に基づいて行政通達として各労働局に作成させるという流れになっています。

全国的に統一的、画一的に取り組むことと、本省から指示されています。独自色については、各監督署の取組の中で問題があるなというところがあれば、独自に取り組んでいます。

○藤田委員

これほどこの県においても独自色は、ないということでしょうか。

○事務局（市川労働基準部長）

はい。目標を達成されるために、全国一律に実施してくださいという指示になっています。そういった面では、全く同じになっています。

○平塚部会長

他に御質問ありますでしょうか。

○瀬川委員

厚生労働省の取組については、わかりました。

岩手県内にかかわらず全国の中小企業の実態は、コロナで苦しんできて、様々な物の高騰で経営的に厳しい状況にあります。国の支援策、制度を中小企業は活用して国が主導する賃金上昇を目指す取組の中にあります。事業場が設備や様々な投資をするに当たって、まずは生産性を上げていって利益率を上げなければならないことがメインであって、働き方改革とかDXやカーボンニュートラルなどが入ってくる。安全に対しても意識としては経営者として持っていても、事業場として計画をやりきるということは中小企業は厳しい実態があらうかと思います。補助制度にしても先ほどありました補助金ですが、生産性を上げるためにどの程度役に立つのかなと連携も大事だと思います。コロナで資金繰り等も苦しい中、労災事故を起こした企業に対してもポジティブな支援もしていただきたいと思います。

装置関係の事故ですが、装置は年々進化しています。機械のメンテナンス時のヒューマンエラーを起こさないためのマニュアルなどメーカーからの説明や情報提供がほしいと思います。

○事務局（市川労働基準部長）

助成金は中小企業を対象に主に実施していますが、雇用環境均等室と連携して広

報しており、これからも署所と連携して効果的に利用できるように、周知、広報をしていきたいと考えています。

○平塚部会長

他に御質問がありますでしょうか。

○河合委員

資料No.2の10ページの○割は、どういうことでしょうか。

○事務局（若月健康安全課長）

現在は12月末速報値の暫定数で作成しており、3月末までの報告により、4月には確定値に修正することになります。

○河合委員

方針を承認するというのでしょうか。

グラフの数字は岩手のものですが、都道府県で凍結などの転倒災害防止とか違いがあると思いますので、今後の課題として国の基準はその通りとして、地方局として岩手独自色があってもいいのではないかという意見です。

○事務局（若月健康安全課長）

本省の指示で画一的に作成していますが、途中で計画の見直しも含んでいますので、独自のものを入れないと岩手局の災害防止を掲げれないということが見えてくると思います。今後独自色を出すことがあれば、委員の皆様にご意見を賜ることがあると思いますので、よろしくお願いします。

○平塚部会長

他に御質問がありますでしょうか。

○鈴木委員

林業の死亡災害が増加していますが、ガイドラインに基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上するとありますが、岩手の実状を踏まえた方針を取り入れてほしいと思います。

○事務局（市川労働基準部長）

労働災害防止計画は画一的なものですが、監督署ごとに管轄の地域特性に応じた

取組を実施し、災防団体とも連携して災害防止を進めていくこととしています。

○千葉委員

2か月前に起きた労災を共有したいと思います。

高齢者の事故が多いですが、50代の方でハンドリフトで荷物を上げたら、バランスを崩して荷物が倒れ、作業者の背中に当たりました。作業者は背中にも当たり背骨と肋骨を骨折しました。熟練者ではありえない、わかっているだろうと思うことで事故が起きたので、再教育の必要性を感じ作業マニュアルを作成することになりました。

○平塚部会長

災害が多い高齢者の事故の事例、ありがとうございます。他に御意見、御質問があればお伺いいたします。

他に御質問がなければ、この議題についての審議を終了いたします。

それでは、第14次労働災害防止計画については、この案に基づいて実施していただきたくということでしょうか。

○委員

(異議なし)

○平塚部会長

それでは、岩手地方労働審議会運営規定第11条により部会長が委員である部会がその所掌事務について議決したときは当該議決をもって審議会の議決とされておりますところ、本部会につきましては審議会長の私、平塚が部会長を務めておりますので、本議決をもって岩手地方審議会の議決とさせていただきます。

次に、3番目の議題である「その他」について、事務局から、提案をいただきたいと思います。

事務局お願いいたします。

○事務局（若月健康安全課長）

本日は第14次労働災害防止計画についてご審議いただきありがとうございました。

今後の第14次労働災害防止計画にかかる災害防止部会での審議につきましては、計画に変更があった際、および計画の最終年度である令和9年度末に、第15次労働災害防止計画の策定に合わせご審議をお願いすることとなります。

従いまして、計画に変更がない限り、岩手地方労働審議会運営規定第2条における岩手労働局長からの部会開催の請求は5年後の令和10年3月頃とさせていただきます。

なお、災害防止計画の審議以外のパトロールなどの部会活動につきましては、会長が必要と認めたとき又は委員からの請求があった際には、岩手地方労働審議会運営規定第2条に基づき開催することとなりますことをご報告させていただきます。

○平塚部会長

それでは、今後の部会開催について事務局から報告がありましたが、委員の皆様から、御質問、御意見があればお伺いします。

○委員

(質問、意見なし)

○平塚部会長

それでは、次回以降の労働災害防止部会は、第14次労働災害防止計画の最終年である令和9年度末の開催、パトロール等は岩手地方労働審議会運営規定第2条に基づき、部会長、又は委員からの要請があった場合等に開催するということとなりますので、よろしくお願ひします。

最後に、委員の皆様から「その他」として御発言のある方がおられましたらお願ひします。

○委員

(質問、意見なし)

○平塚部会長

それでは、以上をもちまして予定しておりました全ての議事を終了いたしますが特にないようですので、冒頭に事務局から話のありましたとおり、本部会の議事録及び議事要旨につきましては、後日、各委員にメールで送られ、確認していただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは閉会とします。

議事の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

○事務局（渡辺監察監督官）

以上をもちまして、「令和4年度岩手地方労働審議会 労働災害防止部会」を終了

させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、本部会にご出席いただき、ありがとうございました